

都道府県知事
都道府県後期高齢者医療広域連合長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の変更交付申請について
(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲを除く)

令和3年度における高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第95条の規定に基づく後期高齢者医療財政調整交付金の変更交付申請(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲを除く)については、「令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付(当初交付)申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲを除く)」(令和3年4月23日保発0423第7号)に基づく当初交付、「令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付(変更交付)申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲを除く)」(令和3年9月10日保発0910第3号)によるほか、下記により行うこととしたので、その申請手続等に遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 変更交付申請に係る医療費等の積算方法
別添の各様式に従い、令和3年度の交付決定通知等に基づき積算すること。
- 2 変更交付申請手続
 - (1) 後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は、別添の各様式により変更交付申請書等を作成し、所要の添付書類を添えて都道府県知事に提出すること。
 - (2) 都道府県知事は、広域連合から提出された変更交付申請書等の審査を行い、令和4年2月16日(水)までに厚生労働大臣に提出すること。